

たまの創生総合戦略懇談会委員公募要領

令和6年4月22日 政策部長決裁

1 公募の趣旨

まち・ひと・しごと創生法第9条第1項の規定による玉野市版のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施に当たり、広く外部の意見を聴取し、実効性の高い総合戦略とするため、有識者、関係団体、一般市民等から構成する「たまの創生総合戦略懇談会」を設置し、当該懇談会の委員の一部を公募するもの。

2 公募委員の数

1名

3 公募対象

令和6年4月1日現在、本市に在住又は在勤している満18歳以上で、玉野市行政全般に関心を持ち、今後の市政について市民の立場から建設的な意見を述べることができる者。

4 公募委員の申込

公募委員の応募者は、別紙申込書に、次のテーマによるレポート（800字程度）を添えて、玉野市政策部総合政策課へ、電子メール、FAX、郵送又は持参により申し込む。

テーマ：「人口減少社会における玉野市の課題と必要な対策」

5 公募の告知

委員の公募は、広報たまの、市ホームページ等に掲載する。

6 応募の期限

令和6年5月1日（水）～令和6年5月31日（金）までとし、郵送による場合は同日までの消印があるものを受け付ける。

7 任期

委嘱の日～令和7年3月31日とし、市長が委嘱する。

8 会議の開催

懇談会は、年3回程度開催（平日・日中の開催を想定）し、出席1回につき6,500円を支給する。

9 選考方法等

公募委員の選考は、レポートの審査、その他の方法により、選考委員が行う。

選考委員は、政策部長、総合政策課長、総合政策課参事、総合政策課長補佐をもって構成する。

10 選考結果の通知

選考の結果は、令和6年6月中旬までに、本人へ文書で通知する。

11 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。